

別表第4

検査の項目	包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数		
微生物	特定せず	≦ 150	3	0.3	1		
		151 ~ 1,200	5	0.3	1		
		≧ 1,201	8	0.3	1		
放射線照射	特定せず	≦ 50	2	0.5 ^{※1}	1		
		51 ~ 500	3	0.5 ^{※1}	1		
		501 ~ 3,200	5	0.5 ^{※1}	1		
放射性物質	特定せず	≧ 3,201	8	0.5 ^{※1}	1		
		≦ 50	3	1	1		
		51 ~ 150	5	1	1		
		151 ~ 500	8	1	1		
酸価、過酸化物質	特定せず	501 ~ 3,200	13	1	1		
		3,201 ~ 35,000	20	1	1		
		≧ 35,001	32	1	1		
		≦ 50	2	1.5	1		
PFOS及びPFOA	特定せず	51 ~ 500	3	1.5	1		
		501 ~ 3,200	5	1.5	1		
		≧ 3,201	8	1.5	1		
PFOS及びPFOA	特定せず	≧ 1	1	1サンプルの最小採取単位は500g(500g未満のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする)とし、2サンプル採取する ^{※2}	1		
		① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
添加物	特定せず	② 不均一に分布するもの	特定せず	≦ 50	2	0.3	1
		51 ~ 500	3	0.3	1		
農薬	特定せず	501 ~ 3,200	5	0.3	1		
		≧ 3,201	8	0.3	1		
		① 乾燥野菜、乾燥果実、茶(抹茶を除く)	特定せず	≦ 50	3	0.3	1
		51 ~ 150	5	0.3	1		
		151 ~ 500	8	0.3	1		
	特定せず	501 ~ 3,200	13	0.3	1		
		3,201 ~ 35,000	20	0.3	1		
	特定せず	≧ 35,001	32	0.3	1		
		② キャベツ(芽キャベツを除く)及びハクサイ ^{※3}	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1	
	特定せず	③ 加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150	3	1	1
		151 ~ 1,200	5	1	1		
		≧ 1,201	8	1	1		
特定せず	④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 50	3	1	1	
	51 ~ 150	5	1	1			
	151 ~ 500	8	1	1			
	501 ~ 3,200	13	1	1			
特定せず	3,201 ~ 35,000	20	1	1			
	≧ 35,001	32	1	1			
	① 麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5	1	
	151 ~ 1,200	5	0.5	1			
	≧ 1,201	8	0.5	1			
特定せず	② 下痢性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5 ^{※4}	1	
	151 ~ 1,200	5	0.5 ^{※4}	1			
	≧ 1,201	8	0.5 ^{※4}	1			
特定せず	③ フグ混入	特定せず	≦ 150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6	
	151 ~ 1,200	5	10				
	≧ 1,201	8	16				
	④ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150	3	0.3	1	
	151 ~ 1,200	5	0.3	1			
特定せず	≧ 1,201	8	0.3	1			
	⑤ ①、②、③及び④を除く	特定せず	≦ 150	3	0.5	1	
特定せず	151 ~ 1,200	5	0.5	1			
	≧ 1,201	8	0.5	1			
	袋	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	特定せず	≦ 280	32	1	1
		281 ~ 500	50	1	1		
		501 ~ 1,200	80	1	1		
1,201 ~ 3,200		130(65×2)	2(1×2)	2			
≧ 3,201	210(70×3)	3(1×3)	3				
バツリン ^{※5} 及びDON	特定せず	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	特定せず	≦ 50	2	0.5	1
		51 ~ 500	4(2×2)	1(0.25×2)×2	2		
	≧ 501	6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3			
特定せず	③ ①及び②以外のもの	特定せず	≦ 50	2(2×1)	1	1	
	51 ~ 500	3(3×1)	1	1			
	501 ~ 3,200	6(3×2)	2	2			
特定せず	≧ 3,201	9(3×3)	3	3			

※1:水産物(しゃこ)にあつては1とする。 ※2:検体は未開封で採取。 ※3:千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※4:しじみ等のむき身1個あたりの重量が10g未満の二枚貝にあつては0.25とする。 ※5:バツリンは、②又は③の方法による。

※6:穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア.サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンブラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

イ.はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

ウ.コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。